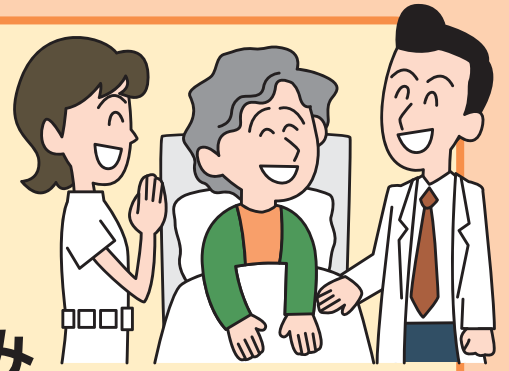


特集 なるほど、 医療費

気になる 手術費用と 医療費のしくみ



誰もが病院にかかる時まず考えることは“ 治りたい! ”だと思います。そしてちょっと落ち着いた時、次に心配になるのが“ お金はいくらかかるのだろう ”ではないでしょうか。今回はこのような不安を少しでも解消していただくために、医療費をテーマに取り上げました。

代表的な疾患の手術費用はどれくらいかかる？

ここでは、3大成人病といわれる「がん・心臓病・脳卒中」のそれぞれの代表的な疾患に対し、手術を含めて平均的な治療を受けた場合を例にあげ、実際にどのような負担が患者さんにかかるかをまとめてみました。

下表をご覧ください。内視鏡検査やマーカー検査の結果、胃がんが発見され部分切除が行われた場合には、入院期間は術後回復を含め約20日間、費用は約110万円かかることを示しています。検査費用はこの中に含まれます。実際にお支払いいただく費用は患者さんの負担割合によりそれぞれ110万円の1割、2割、3割負担となります。そのほか個室などをご利用の場合、差額室料が別にかかります。

狭心症や心筋梗塞で冠動脈バイパス術を受けた

ときは入院15日間、費用は約250万円、脳動脈瘤で「脳動脈瘤頸部クリッピング」手術の場合は13日間、180万円となります。

なお、同じ「脳動脈瘤頸部クリッピング」手術でも「脳動脈瘤」が破裂して「くも膜下出血」となってしまう入院した場合は、平均で40日間の入院と350万円の費用がかかります。

このように、同じ病気でも、合併症を起こさず早期に治療を受けるほうが入院期間は短く、費用も安く済みます。

この金額をご覧になると、3割負担でも大変な額になりびっくりされるかと思いますが、しかし、ご安心ください。いろいろな制度によりこの負担が軽減される仕組みがあります。これについては次のページをご覧ください。

代表的な疾患の入院日数と総医療費

病名	手術・検査・処置名	入院日数	総医療費
胃がん	胃がん手術(切除)	20日間	1,100,000円
乳がん(片側)	乳房部分切除	12日間	730,000円
狭心症・心筋梗塞	冠動脈バイパス術	15日間	2,500,000円
脳動脈瘤	脳動脈瘤頸部クリッピング	13日間	1,800,000円
脳腫瘍	ガンマナイフ	3~5日間	750,000円

上記に掲載した費用は当院におけるもので、あくまでも目安ですのでご了承ください。「総医療費」には入院、手術、検査費用が含まれています。入院・手術費用等については担当医にお尋ねください。

医療費の負担を軽減する「高額療養費」制度と「老人医療」制度

高額な医療費の説明を受けて、ご心配になられる患者さんも多くいらっしゃるかと思います。そうした医療費のお支払いのご心配や経済的な負担を軽減できるように、みなさまのお持ちの健康保険には「高額療養費」制度、高齢者には「老人医療」という制度が用意されています。

高額療養費制度

お支払いされた医療費が高額だった場合に、「高額療養費」として、お支払いされた費用の一部が約3ヵ月後にご本人に払い戻しされる制度です。

対象とされるものは、保険で行われた診療費(診察・検査・手術・薬代等)で、患者さんのお支払いされる金額の上限(自己負担限度額)が所得によって設定されています。

払い戻しは、自己申告制をとっている健康保険組合などもありますので、各健康保険組合(保険証に記載されている電話番号)へお問い合わせしていただくことをお勧めします。お支払いのご用意が困難な場合には、健康保険組合によって、高額療養費貸付制度がある場合もあります。

老人医療制度

高齢者に対しては、高齢者を対象にした老人医療制度があります。70歳以上の方が「老人医療」の扱いとなり、健康保険証の他に「高齢受給者証」「老人

保健法 医療受給者証」を持つことができ、お若い方よりも医療費の負担が軽く、優遇されている制度です。

老人医療は、世帯の所得によって、患者さんのお支払いされる金額(自己負担限度額)が設定されています。また、重度の障害のある65歳以上の方や、自治体によっては所得により、68歳以上も老人医療の対象としているところもあります。お問い合わせは、区市町村の役所になります。

このほかに、食事代1日780円、有料個室を利用された方は差額室料、診断書の料金等が、保険外の自費負担分として加算されます。

これを読まれて、ほっとされた方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

上記の制度の他に、身体障害者手帳を持っている方が、障害の軽減をはかるために手術等をする場合に「更生医療券」、18歳以下で身体に障害のあるお子さんがその障害の改善をはかるために手術等をする場合に「育成医療券」(当院では両医療とも、心臓血管外科、整形外科、歯科口腔外科が指定医)、重度の身体障害者認定を受けている方に「心身障害者医療費受給者証」、難病の方に「難病医療券」など、公費の援助を受けることができる場合もあります。これらの制度は、疾病や症状等の条件があり、申請の窓口は、お住まいの区役所・保健所等になります。

たとえば、100万円の総医療費の場合
(暦月単位)

一般所得者	72,300円+(医療費-241,000円)×1%
上位所得者(標準報酬月額56万円以上)	139,800円+(医療費-466,000円)×1%
低所得者(非課税世帯など)	35,400円

➔ 70歳未満の一般所得の方
高額療養費制度の払い戻し後の最終的な自己負担額は約8万円

	入院	外来・在宅総合診療
一般所得者	40,200円	12,000円
一定以上所得者	72,300円+(医療費-361,500円)×1%	40,200円
低所得者	24,600円	8,000円
低所得者	15,000円	

➔ 70歳以上の一般所得の方
請求額は40,200円



当院の場合、高額療養費、老人医療の制度は暦月で医療費を請求しており、この二つの制度も暦月単位での適用となります。



お気軽にご相談ください!!

NTT東日本関東病院では、申請手続きがうまく進まずにお困りの方、経済的な問題でお困りの方、療養生活についての不安がおありの方等の相談を、総合相談室のソーシャルワーカーがお受けし、みなさまの不安を少しでも軽減できるように心がけています。